

1. 令和7年第4回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和7年12月10日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 一般質問
- 日程3 議案第118号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程4 議案第119号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第120号 郡上市和良農産物加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程6 議案第121号 郡上市美並川の駅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程7 議案第122号 郡上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程8 議案第123号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第124号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第125号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第126号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第135号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設及び郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について
- 日程13 議案第136号 白山長滝公園ほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程14 議案第137号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 日程15 議案第138号 財産の無償譲渡について（郡上市和良農産物加工施設）
- 日程16 議案第139号 財産の無償貸付について（旧郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（15名）

2番	大坪隆成	3番	有井弥生
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫

9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	15番	森藤文男
16番	原喜与美	17番	野田かつひこ
18番	清水敏夫		

4. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

1番	北山浩樹	4番	和田樹典
----	------	----	------

5. 欠員(1名)

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川弘保	副市長	置田優一
副市長	乾松幸	教育長	熊田一泰
市長公室長	河合保隆	総務部長	加藤光俊
総務部付部長	村瀬正純	健康福祉部長	田口昌彦
農林水産部長	田代吉広	農林水産部付部長	伊藤公博
商工観光部長	粥川徹	建設部長	三輪幸司
環境水道部長	遠藤貴広	郡上偕楽園長	成瀬敦子
教育次長	長尾実	会計管理者	中山洋
消防長	兼山幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	蓑島康史		

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤貴代	議会事務局 議会総務課長	野田知孝
議会事務局 議会総務課 係長	三島栄志		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。議員各位におかれましては、出務お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。本日の欠席議員は、1番 北山浩樹議員、4番 和田樹典議員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

ここで、皆様をお願いを申し上げます。携帯電話のお持ちの方は、電源をお切りになるか、またマナーモードにさせていただくよう、いま一度御確認のほうをお願いいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴人は撮影、録音等が禁止されておりますので、併せてよろしく願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

郡上市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 池田源則議員、8番 池戸郁夫議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従い、よろしく願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんにて決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えをされませうようお願いいたします。

また、終了5分前になりますとチャイムが鳴りますので、それ以降は、できるだけ次の質問には入らないような組立て配慮もしていただきたいと思うので、よろしく願いをいたします。

◎発言の訂正

○議長（森藤文男） ここで、粥川商工観光部長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 失礼します。昨日、答弁させていただきました、田代議員の御質問に対する答弁の中で、ワーク・ライフ・バランス推進企業の件数につきまして、市内事業者数のほう

を「203社」と申し上げましたが、正確には「99社」でした。訂正させていただきますので、よろしく申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

◇ 本 田 教 治 議 員

○議長（森藤文男） それでは、10番 本田教治議員の質問を許可いたします。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） おはようございます。久々の一般質問の登壇させていただきまして、大変緊張しております。40分間という時間でございますけども、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、12月20日の夜に発生しました青森県での震度6強の地震におきまして、災害に遭われました皆様に、まずこの場をお借りしてお見舞い申し上げたいと思います。お正月前、そしてこのような寒い時期に被害に遭われて、本当にお気の毒だと思います。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

では、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回、高速バス八幡インターについてと、マリアージュ郡上・婚活イベントについての大きく2点についてお伺いいたします。

では、最初的高速バス八幡インターについてですが、郡上八幡インターチェンジの乗り場の状況についてお伺いいたします。

本市のホームページによりますと、2020年のコロナ以前ですけど、そのときに本市における観光入込数は564万6,546人。コロナのときには3万8,000から4万人と言われております。2024年の令和6年には557万82人と、コロナ以前に戻ってきたといえます。今後も観光立市郡上を掲げ、さらなる入込数を期待するところでございます。観光にはマイカーを利用する方ばかりでなく、東海北陸自動車道の高速バスを利用される方もあるかと思いますが、近年の高速バス八幡インターチェンジの乗り場の利用者数の数は、通勤・観光問わず、状況はどのようなのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（森藤文男） 本田教治議員の質問に答弁を求めます。河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それではお答えをいたします。

八幡インターチェンジバス停でございますが、利用者数についてです。高速バスの郡上八幡インターバス停は、民間交通事業者が運行しております3路線、名古屋高山線、高山京都大阪線、名古屋白川郷線のバスが停車をしております。年間の利用者数でございますが、交通事業者からの聞き取りによりますと、合計で約1万6,000人となっております。よろしく申し上げます。

(10番議員挙手)

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） ありがとうございます。その1万6,000人が多いのか少ないのか、私にとっては結構な利用者があるなというふうに感じました。

では、続きまして、郡上八幡インターの乗り場の変更についてお伺いいたします。

過去、高速バスを使われている方から乗り場へ行くために、雨天のとき、大変な思いをされているという相談を受けまして、雨よけの屋根を設置し、対応していただいたことがあります。本当にありがとうございます。

また、そこを利用する利用者さんの駐車場も併せて確保してくださいました。本当にありがとうございました。今回提案させていただくのは、乗り場を変更していただけないかということです。2年前の市議会議員選挙を行われる前まで、当時6番議員の方が、議長は当時7番議員で、私は1番議員でございましたけれども、とても熱く白鳥バス停をと訴えられておりました。バス運行会社さんが承知してくださらないと実現できないということで、未だに実現されておられません。そういった要望の方々から見れば、八幡にバス停があるだけでもありがたいじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、現実、白鳥方面の方も、あるいは、郡上の方々も、八幡の乗り場を利用するしかありません。そこを御理解していただきたいと思います。

現在の乗り場までの階段は、皆さん何段あるとお思いでしょうか。なんと、112段もあります。タブレットに画像をアップしておりますので、よろしくお願ひいたします。

1枚目の写真は、このようにこれから果てしなく続く階段。2枚目ののは、登り切って見下ろした画像です。吸い込まれそうな感じですね。おまけに、熊に注意という警告軽版もあります。余談ですが、こんなところで熊に遭遇したら、たまったものでありません。幸い、そのような事例は伺っておりませんが、昨年近辺に熊が出没したということで、注意警告の意味でこういう看板も設置されております。市内観光業者様から、観光に見えた方が、この乗り場に行くまでに、お土産や荷物を持って急な階段の坂道112段も登ることにとっても抵抗があると苦情を言われているとのこと。中には、かなりお怒りの強い口調で、もう郡上には二度は来たくないとと言われる方もあるそうです。正直、そのお話を聞いたとき、私、何とか運んであげたいなと思いました。現実は無理ではございますけど、そんな衝動に駆られました。

また、その通路で市内の方が足を取られ、けがをされたともお聞きしました。私自身、体調は万全ではありませんでしたけども、この階段を数える折、3回休憩しなければ乗り場まで行けませんでした。そのような状況を踏まえ、今回の提案は、郡上八幡インターを下り、国道156号を左折し南下します。そして、コメダコーヒー店の横に入り、突き当りの城南町東交差点を右折。そして城南町の交差点を右折し、再び八幡インターに戻ってくるというコースです。乗り場は、八幡インターの信号を左折した尾崎の入り口あたりがどうかというふうに思います。高速道路の真下が屋根の代わりとなり、雨天などにも対応できると思います。交差点の前後5メートルは道路交通法で

駐停車禁止となっておりますけれども、その高速道路の高架は約10メートルあります。城南交差点までの信号機は5機あります。その一機一機信号が変わる時間は、測りましたら約1分でした。距離は往復で2キロ。実際、午後4時に走行してみましたら、時速40キロから50キロで、往復約6分で八幡インターの入り口へ戻ってくることができました。現在、郡上大橋は大型車はすれ違いができず、不自由を強いられておりますが、このことにつきましてはかけ替えの要望も出ており、実現しますと幅員が広がります。

11月12日の中日新聞の報道によりますと、濃飛乗合自動車様も、12月から岐阜高山線で新たに八幡インターへの停車を始め、高山市、郡上市のアクセス向上を目指すとあります。実際、現在も運行されております。高山市、郡上市ともに人気観光地としてバス運行会社も認めている証拠がございます。近い将来、五町は、五町開発と銘打って、先ほど述べました郡上大橋のかけ替えや、また公式ホームページにあります、郡上八幡インターから下呂市を経て、中津川西インターチェンジまでの延長約80キロの濃飛横断自動車道の計画があります。また、もしも長鉄が廃止となり線路が撤去されますと、土地の有効利用で大手飲食店や商業施設の郡上八幡店が進出され、ハザードマップ土砂災害警戒区域でないことから、住宅地や大きな公園が整備され、若者の住宅地となることでしょう。

そのような魅了ある八幡インター、高速バス郡上八幡の乗り場を地元利用者さんを初め、訪れた方々に気持ちよく御利用していただけるように、バス運行会社へ説得していただくことはできないでしょうか。ウェルカム、ウェルカム、あとはバイバイではなく、またのお越しをお待ちしておりますと、最後までお見送りするのがおもてなしだと思います。

本市においてそこはしっかり行ってみえると思いますけども、バス運行会社様にはそのような苦情が出ているとは、もしかしたら承知されて見えないかもしれません。先ほど述べた、私の思いではありますけども、五町開発は想像であり、またかなりの年月を要します。今、この現在が困っている状況なのです。早急の対応が必要なのです。ダイヤグラム変更などで大変ではありますが、地元利用者さんを初め、本市を訪れる観光客の皆様へまた訪れたいと思っていただけるよう、乗り場の変更の交渉をお願いできないか。ひいてはそのことがバス運行会社様への利用者アップにもつながることになります。御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 高速バスが一旦高速道路を降り、国道156号沿線で利用者を乗降させる御提案について、最終的には該当する路線を運行されます交通事業者の判断にはなりますけども、速達性、早く目的地に到達するが求められる高速バスであるため、今よりも時間を要するルートへの変更は困難と考えられます。これまでも交通事業者とのやり取りの中でも否定的な見解ござい

ました。加えて、御提案の高速道路ランプ橋の下は尾崎交差点に近く、乗降場所の安全性の確保の観点からバス停の設置というのは非常に難しいのではないかと、このように考えております。また、市街地からこのバス停へのアクセスということも課題となろうかと思えます。

市にも、郡上八幡インターバス停の階段は大変だというお声はいただいております。エレベーターやエスカレーターを設置の御意見もごさいますが、莫大な費用が見込まれることから現実的ではございません。これまでの取組として、議員から御紹介もございましたように、バス停を御利用いただく方が雨や雪の日に、少しでも安全に御利用いただけるよう、平成29年度末に階段に屋根を設置をいたしました。この屋根の設置の際には、キャリーバッグを持った方に対応するためスロープをつくれぬか、こういった検討も行ったところでございますが、勾配が急なことから、安全性に課題があると判断し、断念をした経緯がございます。

現時点では、本市への交通手段についてお問合せがあった際には、高速バス御利用の場合は、八幡インターチェンジバス停の階段についてあらかじめお伝えをしたり、また本数は少ないものの城下町プラザへ乗り入れている路線がございますので、八幡インターチェンジバス停の利用が困難な方へは、こちらの利用を御案内させていただいているところでございます。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） 御答弁ありがとうございます。今日私、このように勝負ネクタイをしてまいりまして、このネクタイはなかなか縁起がよくて、こういった一般質問には毎回使わせてもらっておりますが、今の御答弁をお聞きし、またかという気持ちで大変残念な思いをしております。やっぱり、運送会社、バス会社の方の御理解というのは一番でございますし、1分1秒でも早く目的地へ到達するという事も事情もよく分かりますけども、これに私はめげることはしませんので、何とかバス運行会社にも御理解を求めていただきながら実現できるように考えてまいりたいと思っておりますので、そのときにはまた執行部の方、よろしく願いいたします。どうもいろいろ調べていただきまして、誠にありがとうございました。

今、観光客つながりで、もう1点不自由を強いられていることがございまして、インバウンドで郡上へ訪れる外国人の方が多いです。市内、案内看板に英語表示がされていない、外国人観光客の皆様への思いやりとして、ぜひ看板に英語表示を入れてください。以前、このことにつきましては、ほかの議員からも発言があったかというふうに記憶しておりますけども、再度お願いいたします。今回、一般質問の通告には上げておりませんので、御答弁は求めませんが、併せて御検討をお願いいたします。よろしく願いいたします。

では、大項目2点目のマリアージュ郡上・婚活イベントについて質問をさせていただきます。

最初に事業名称、ふれあい交流事業、マリアーージュ郡上・婚活イベントが令和6年度末に廃止になった経緯の御説明をお願いいたします。

この一般質問の12月8日のトップバッターの18番議員のほうから同様の質問し、御答弁をいただいたところでございますけど、お手数でございますが、再度御説明をよろしくをお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） マリアーージュ郡上は、前身の郡上郡結婚相談運営協議会を含めて設立から約30年にわたって、少子化対策、そして地域への定住促進という目標の下、市民の皆様の出会いを積極的にサポートをしてまいりましたが、令和7年3月末をもって運営を終了し、4月末までに登録会員の退会または他の相談所への移行手続を完了するに至りました。この背景には、結婚支援を取り巻く様々な環境の変化がございました。

まず、出会いの多様化が挙げられます。近年、スマートフォンを活用したマッチングアプリや、多様な業態の民間企業による婚活サービスが普及しております。これにより、公的な結婚相談所を介さずとも、出会いの機会が確保されるようになってまいりました。また、若者世代を中心に結婚観やライフスタイルの多様化が進み、個人の価値観が変化する社会情勢の中で、結婚そのものを促すことに行政が介入する必要性についても、時代に応じて見極める必要性が生じてまいりました。

さらには、事業効果や財政面の課題もございます。市は毎年マリアーージュ郡上の運営に対し約500万円の予算を投じ、出会いのサポートやマッチング後のサポートを行ってまいりましたが、過去3年の成婚数は、令和4年度が0件、令和5年度が1件、令和6年度が0件でございます。人生を左右する結婚に対してのサポートの難しさというものを感じております。また、市内の企業や団体が実施する婚活イベント経費のうち最大20万円を支援してまいりました婚活イベント開催経費補助金についても、同じく3年間の交付実績は0件となっております。限られた市の財源をより効果的に活用するため、近年の実績に基づく費用対効果や今後の社会ニーズを慎重に検討した結果、事業を縮小、見直しし、公的な役割を岐阜県などの広域支援サービスへと移行し、マリアーージュ郡上を閉所することといたしました。

なお、閉所に際しましては、ホームページや広報誌を通じた市民の皆様への周知とともに、登録会員の方への案内と、以後の意向調査を行いながら、個々の事情に応じて丁寧に対応させていただいたところでございます。

また、閉所後は、引き続き、県が運営するマリッジサポートセンターと連携をしながら、県内広域で実施されるセミナーやお見合いイベント等の情報提供に努めるとともに、市として、結婚を予定している者の経済的な理由から結婚に不安を抱えている人を後押しし、結婚後の生活をスムーズに始められるよう、結婚新生活支援補助金による新築やリフォーム費用、また賃貸料、引っ越し費

用など、住まいに関する支援を継続して行い、人口減少対策につながる若い世代の市内定住の促進に注力してまいりたいと考えております。

(10番議員挙手)

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） ありがとうございます。では、今の説明を受けまして、2つ目の質問をさせていただきます。

県が行う結婚支援の取組について、先ほど公室長から説明がありました、市のホームページでも情報提供しているよということで、実際に県内の結婚相談所をクリックしてみました。開きますと、岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨と地域別にあり、そこをまた開いてみますと、どの地域も市内町内在住、あるいは市内町内勤務という、そういった条件がついてまいりますので、本市の人口増加策を考えたときに、こういったほかの地域への婚活というのが無理だなというふうに、参加できないなというふうに思いました。本市の人口増加策を考えたときに、例えば企業誘致によって移住者の増加、そして今、今回質問させていただいております、新たな出会いで子どもを増やす、そのようなことだと思います。

実際、私は過去地域協議会におきまして、婚活イベントの開催に携わってまいりました。体験型がマッチングにいいよということで、食品サンプルの体験であったり、スクリーン印刷の体験、また踊り婚活と、3回、3年行いましたけども、効果はあまりなく、1組しか成立しませんでした。でも、地域協議会のメンバーは来年こそはとの思いで毎年行ってまいりました。

近年は、今ほど説明をいただきました、マッチングアプリの普及でという説明もありましたけども、実際に利用し結婚された方というのは、私の周りでも現にありました。ただ問題がありまして、その方々は逆に奥様の都合であったり、そういった事情で、郡上市からの流出がほとんどでした。そこで提案なのですが、やる気のある地元の若者を数人募って、その方々に婚活イベントを開催してマッチングさせてもらったらどうでしょうか。

市からの支援は、1部屋とその方々の報酬です。例えば、お1人月5万円で、5名、その方が1年間の費用は300万円となります。仕事が終わってから集まったり、あるいは休日であったり、勤務時間はその方々に任せて定めなくてよいと思います。ちなみに本市のふれあい事業、先ほど御説明では500万円とありましたが、令和5年度の決算としましては、805万1,152円、会計年度職員2名、令和6年度の決算では902万3,209円、会計年度職員2名となっております。それは婚活ばかりでない、ほかの費用も含まれるというふうに思っております。

そういったことから見ると、年間300万円というのは経費の削減にもつながると思います。マリアージュ郡上に代わる若者主体の団体、市内外へ、本市は婚活にこんなに力を入れているんだというアピールのために、毎月1回はこういったイベントを開催していただけたらというふうに思いま

す。市からの補助金は出していただくので、もちろんチェックも必要にはなりますが、人口増加策に、出会いなどの婚活に、この若者が主体となって行う、この提案はいかがかお伺いしたいです。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

市のほうでは、今年度より結婚支援の方針、これを見直しまして、直接結婚を促すということではなく、個人の意思を最大限に尊重しつつ、間接的に結婚と家庭形成を後押しできる生活環境を整備していくということを基本に据える方針へと転換しました。先ほどもお話をさせていただきました御提案につきまして、これは直接結婚を促すという策だと思います。これまでのマリアージュ郡上、そして幾つかの試み、大変大きな予算を割いてまいりましたが、その結果としてやはり思ったことが出ていません。そのことはしっかりと捉えるべきだと私は考えています。

今年度の具体的な事業としては、結婚後の住宅費用、こういったものを支援する結婚新生活応援事業、子育てや教育費用の負担を軽減して、子育てと仕事の両立を支援するおむつのサブスク事業、また中学校の給食の完全無償化、若い世代の住まいづくりを支援する新世代住まい応援事業などがございます。いずれも若者や子育て世代が市内に定住していただき、安定した生活を行っていただくことを目的に、情報提供や経済支援を行っているところです。さらに今後は、統廃合を行った学校や土地を利用した若い世代を対象とした、安い値段で宅地を提供できるニュータン構想も視野に入れて検討していきたいと考えています。

さて、先ほどの御提案をいただきました、マリアージュ郡上に代わる取組としての若者主体の団体が行うマッチング、また婚活イベントの実施など、若い世代による結婚支援活動に対しての補助金制度の創設でございますが、今年度、郡上市では若者の未来を守るを市政運営の基本方針の一つに掲げ、若者人口が減少している現状に、様々な新たな施策を推進しているところです。若者を主体とする団体は、この育成を行うことで、これからの郡上を若者に託していくためにどうしても不可欠だということにつきましては、議員のお考えと全く賛同するものでございます。

既に、市では新しい視点で豊かな発想を取り入れた市民活動を支援する若者プロジェクト推進事業や、また、新たな商工振興イベントとして実施しましたミチトキテンなど、新しい世代が中心となった取組に着手し、その内容を市民の皆さんにも広く知っていただき、あるいは御参加いただいで、市としては意欲ある若者の魅力的で活力のある活動のすばらしさとその必要を再認識しています。

これらの様々な活動を通じて、これまでにない新たなアイデアや人と人との交流が生まれ、郡上市の魅力の向上と多世代の交流、連携につながっていくことを期待していますが、ここに結婚支援

施策を取り入れていくことも、また、新しい人の流れを創出するための手段としては可能性を秘めていると思っています。最近増加するマッチングアプリのように、時代の流れに伴ってこれからはデジタル技術を活用した婚活が主流になるということは言うまでもありませんし、こうした最新の情報に敏感にかつ柔軟に対応できる、こういったことは結婚を望む20代、30代の若者たちです。

しかしながら彼らが、彼女らが考えている出会いの機会や結婚に対する価値観も、時代の変化とともに多様化しているために、画一的ではなく、個々のニーズに応じたアプローチを検討していくことが必要だと考えます。

さきにも述べましたとおり、市としては人口減少に対応するより中期的な視点の施策展開として、出会いの場の提供から結婚後の生活を見据えた支援へと舵を切っています。と同時に積極的な若者たちへの活動を地域の創意と工夫を生かす協働型の取組と捉えて、新しい市民協働や住民自治の原動力となることを期待して支援を行っています。今後も若い世代への意見を聞きながら、新たなニーズの把握に努め、具体的な事業への反映を実現できるよう、子育て、生活環境、就労など幅広い分野で連携していきたいと考えておりますが、その過程において出会いの機会の支援を望む声が多い場合には、そのような形での施策展開が効果的であるかを検証しながら、市民の皆さんと共にこれからの施策を考えていきたいと思っています。

また、人口増加の対応として、これまでの私たちが考えていた直接結婚を支援するということが本当に正しいのか、これにとらわれ過ぎていないかを反省する必要もあると思っています。イノベーションという言葉、革新という言葉の中で、新たに人口をどう創出していくかということは非常に大事です。その中で私は1年半、市長になって考えてみました。人は活躍する場を与えられれば大変心地よく、そして自分からも頑張ろうと思うと。これはいつの世代、世界、同じだと思っています。その中で、私は今思っているのは、世代間の、またジェネレーション間の調整ということを考えています。

これまで郡上市を動かしてきたのは男社会であり、また40、50、60代といった、そういった世代が中心だったと考えています。これが今までの郡上市の在り方ではなかったか。その世代間、ジェネレーションの活躍の場の調整を行うことで、何か新しいものが生まれると考えます。その一つがミチトキテン、今回の20代、30代に活躍の場を大いにこれから提供していくことで、彼ら、彼女らは、郡上は活躍の場を与えられるんだ、それをSNSで広く発信します。それは人を呼び、若者が集まり、そして巡り合う場も増えると私は考えています。

また、来年度からシニアクラブに対して、いろいろなお願いをしてみました。シニアクラブの活躍の場は、これからさらに広がり、地域への参画、これをお願いしたいと私は思って、1年、シニアクラブと話をしました。シニアクラブの中では、在り方委員会というのをつくっていただき、どう自分たちが、市のこの社会をつくっていくために参画するかを考えていただきました。また、

3月の予算のほうでは、それを上程させていただきます。

こういった若者と年配の方たちが活躍する場を広げること、また、男社会であった郡上の男女の活躍の場を大きく調整することで、これはお金をかけずに私は社会が変わるのではないかと考えています。今までのままの郡上のフレームで動いていったら、右肩下がりであるのは間違いありませんし、これをいつまでも続けるつもりはありません。そういう中で、この婚活の問題、直接的な応援がいいのか、今行っている間接的な結婚後に郡上に住めば、子育ても住居もいろいろな面での非常にいいことがあると、私はそちらに変えてみたいと考えております。議員おっしゃるこの婚活の御提案も1つだと思います。先ほど申しましたように、いろいろなところから御意見を伺って、もし行けるとなればアクセルは踏みたいと考えています。でも今考えているのは、そういったような内容です。社会の活躍の場を世代間、ジェンダーで調整することで、郡上は変わるのではないかと。これは私の一つの大きな仮説ですが、それに向かってこれからまだ研究をし、そしてそれに予算はどうあるべきかということも、まだまだ考えなければならないと考えているのですが、1つの私からの御提案として、人口増につなげるための画期的な動きになる可能性はあるのではないかと考えていますので、議会の皆様とこれからいろいろな議論を交わしながら、新しい郡上づくりに取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございました。

(10番議員挙手)

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） どうも市長、ありがとうございました。今この時間に、市長の思いを聞くことができて、本当にいい時間だったなというふうに思います。私は古風かもしれませんが、時代遅れの人間かもしれませんが、やっぱり今まで私がこうやってこの社会が、この世界があるのは、おせっかいを焼いてくださった方が見えたから、これが今あると思います。昨日の公室長の答弁にもありましたけれども、こういったおせっかいなことはこの時代に合わない。嫌われるということで、この人と1回見合いしたらどうだ、ここにこんな子がいるよ、というような言葉はマッチングというあれですけれども、お見合いをさせるとか紹介をさせるといった、そういった昔ながらのやり方は古いかもしれませんが、それが薄れていった、自分の子どもにさえ、自分の家族にさえ気を使ってそういったことを言えなくなってしまったこの時代が、今、結果がこうだと思います。よその方に未婚の方に世話を焼く前に自分のところはどうかと聞いたら、それまででございますけれども、やっぱりそれは実際その若い子に聞いてみますと、活躍の場を与えられればその方々は動くよ、活躍できるという市長の考えは、恐らくごもっともでございますけれども、そういうことができない方々の、結婚できない方っていうのはもうかなり見えます。

活躍の場とは一体その方々にとってはどうなのだろうかと、でもその子にとっては、その人生を変えるような活動というのは、とてもその子にとっては一歩踏み出すことができません。そこでや

っぱりできることは、結婚したいと思っ見える方があれば、紹介し合っ、一人でも多くカップリングをし、子どもを生んでいただける、そういった環境を作っいただくことが、今、市長が言われました、間接的で応援していくと言われますけども、直接的にも私は必要じゃないかっというのが、おせっかいも必要じゃないかっというのが、今の私の気持ちではございますので、そこはちょっと相反するところではございますけども、先ほど最終的に言われました、昨日、5番議員が質問されましたような、ミチトキテンのああいった開催に、大きい事業に若者が中心になっていただき、そこを市長、市が認めていただきながら応援して下さったということは、本当にこの郡上市にとって明るい未来が今、動き始めているのだなっということ、私自身感じましたので、引き続き、先ほど市長が言われました、もしもそういった方々が現れて、婚活をやりたい、こんなイベントをやりたいということがありましたら、ぜひ応援してください。そして何とか実現できるように御協力していただけたらなっと思います。今日はありがとうございます。

では、以上で私の本日の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定しております。よろしくお願いいいたします。

(午前10時11分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時20分)

◇ 有 井 弥 生 議 員

○議長（森藤文男） それでは、3番 有井弥生議員の質問を許可いたします。

3番 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） 3番 有井でございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

私は9月議会で自治会を取り上げさせていただきました。その中でデジタル化について質問したんですけれども、その後、私の地区でデジタル回覧版の導入が、試行的ではありますが、実際に始まりました。当面は紙と併用ですけれども、この動き近隣の地域にも少しずつ広がっています。このように現場から前向きな動きが生まれているということをうれしく感じています。

急激な人口減少で自治会を初め、どの分野も人材不足となっています。人材不足の対応につきましてはデジタル化という方法もありますけれども、今回は市内産業の主に働き方について質問をさせていただきます。以前より、郡上市ではどの業種の方とお話をしても、人が足りない、募集しても来ない、後継者がいない、こうした声を本当に多くお聞きします。一方で、子育てや介護、体調

の問題、また家庭の事情などから、フルタイムは難しいけれど少しなら働けるよ、短時間なら、そして在宅なら、副業として郡上と関わりたい、そういった市民の声も確実に増えています。つまり、今、郡上では働きたい人はいるのに、事業者とつながっていない。ここで資料1を御覧ください。

市内事業者の86%が人手不足を実感しています。これは、6月議会のリカレントでも取り上げさせていただきましたが、郡上市産業支援センターのアンケート調査によるものです。このように、事業者はフルタイムを求めていますけれども、市民は柔軟な短時間勤務を求めています、働き方のミスマッチ、ギャップが生じており、人手不足の大きな原因と考えられます。これは、郡上市だけではなく、全国、また岐阜県も同じであり、岐阜県の未来創生課では、働いてもらい方改革を進めています。

資料2を御覧ください。皆さんも御存じかと思えますけれども、働いてもらい方改革ですが、人口減少でフルタイムでは採用が難しく、柔軟な勤務時間、勤務体系、就労形態を推奨しています。こちらは、若者や女性の県内定着を図り、高齢者や障がい者などの活躍の場や社会参加機会の創出も目指しておられます。

そこで、1つ目の短時間・柔軟な働き方を支える支援事業について伺います。

資料3を御覧ください。本市では、郡上市産業支援センターが運用する郡上お仕事マルシェによって、短時間勤務や隙間時間を活用した働き方を希望する市民と企業をつなぎ、実際に採用に結びついた事例も生まれています。こちら9月からの運用ですけれども、タウン誌に紹介されたこともあり、御覧になられた方もいらっしゃると思います。

また、小項目2でもお聞きしますが、このお仕事マルシェ、郡上の方以外、移住希望者ですとか二拠点居住者の方にとっても、郡上と仕事でつながる入り口となっており、郡上で働くことのハードルを下げしてくれる非常に大切な仕組みだと感じています。さらに、企画課と連携し実施されている女性活躍応援事業やともいきフェアについてもお聞きしたいと思います。

本日、ちょうどこの時間に令和7年度のともいきフェアが開催されています。

資料4を御覧ください。

こちらの資料は昨年度の内容ですけれども、働きやすさや男女共同参画をテーマに、事業者と仕事を求めている方が直接出会える貴重な場をつくってくださっています。

そこで伺います。短時間柔軟な働き方を支えるお仕事マルシェやともいきフェアといった取組を今後どのように強化し、企業の採用力向上や多様な人材の参画促進につなげていくのか、市の現状認識と今後の取組の方向性をお聞かせください。

○議長（森藤文男） 有井弥生議員の質問に答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 有井議員からの短時間柔軟な働き方への支援について答弁させていた

だきます。

郡上お仕事マルシェは、郡上市産業支援センターにより作成されました短時間・短期間専用の求人サイトであり、本年9月より試験運用を開始しております。

事業実施の経緯としましては、令和6年度に実施しました働き方に関するアンケート調査の結果から、短時間、短期間、在宅等で働きたい方とフルタイム勤務を求める企業側とのミスマッチが明らかとなり、このミスマッチを解消するために産業支援センターの企画委員会において検討された結果として、郡上お仕事マルシェが誕生し、現在は実証実験として取り組んでいるものです。

サイトオープン後、10月末現在におきまして、市内の59社の事業者の方々が本サイトに求人を掲載しております。この企業のサイト掲載に向けましては、短時間就労のための仕事の切り分け方についての業務の切り分け及びワーク・ライフ・バランスセミナーを実施するなど、企業の採用力の向上を促し、加えて積極的な広報・勧誘活動を行った結果が表れているものと考えております。また、サイト運営開始から2か月におけます採用実績につきましては、10企業12名となっております。さらに、この中にあるのは、短期間就労で採用された後に正規採用されたパターンもございます。求人情報以外に専門技術を持つ人材の登録サービスも行っておりまして、現在は7人の方が登録されております。これは、期待を超える結果と考えております。

今後につきましては、サイトの運営実施及びその結果、セミナーの実施効果や企業の採用傾向の変化などについて検証を行ってまいります。従来働き方にとらわれず、今の時代に即した働き方について、働く側、雇用する側ともにこれを受け入れていただくことも重要と考えております。こうした事柄について広く周知、支援を行いながら、引き続き多様な人材の就労参画、企業の採用力の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（森藤文男） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、私からは、ともいきフェアを中心とした取組についてお答えをさせていただきます。

市長公室の企画課では、男女共同参画を推進する取組として御紹介にありましたともいきフェアを平成22年から行っておりまして、今年で16回を数えます。この催しでは、これまで仕事と家庭の調和、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を紹介したり、男性の家事参加を促す取組を行ったりするなど、様々な企画を通じて男女共同参画の啓発に努めてきたところでございます。

昨年度からは、子育てと仕事の両立を中心とした女性活躍の推進をテーマといたしまして、子育てをしながら職場復帰を望む女性に、自身のキャリアデザインを考える機会としてもらえるよう、事業を企画しております。その結果として、この催しを通じて就労につながった方がいらっしゃるということはとてもうれしく思っております。

今年度は、10月にそのイベントとして、企業が求める人材と柔軟な働き方を求める女性の相互理解とマッチングを目的としたセミナーを実施いたしました。就労を希望する女性の参加はもちろん、人材不足の解消を望む市内企業にも御参加いただきまして、交流の場を持つとともに、郡上市産業支援センターにも協力をいただきまして、運用を開始いたしました郡上お仕事マルシェについて周知するなど、個人と事業者、双方にとって有意義な意見交換、そして情報共有の場を提供することができたと考えております。

御紹介にありましたように、ちょうど今この時間に、ともいきフェアのほうを開催しておりますが、働く人の個性が輝くコミュニケーション術と題しまして、イベント同様に企業参加型のイベントといたしまして実施をさせていただいております。

郡上お仕事マルシェのように市民の皆さんが短時間労働などの多様な働き方を選択できる仕組みの普及は、職場復帰を目指す女性の働きやすさの改善と就労意欲の向上、そして地元企業のニーズへの対応や人材確保の効率化にもつながると考えております。

引き続き、郡上市産業支援センターや郡上市雇用対策協議会と連携をいたしまして、市内企業、また各種団体への男女共同参画の啓発を行うとともに、ともいきフェアの在り方や就労を望む女性にとってより効果的な内容及び開催方法について検討いたしまして、時代に見合ったイベントとして深化をさせていきたいと考えております。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) 御答弁ありがとうございます。ともいきフェアにつきましては何度か伺わせていただいたんですが、大変よい雰囲気の中、企業の方とお話されているなど感じました。また、お仕事マルシェですけれども、実際、お仕事マルシェを通じて採用となった事業所にも何社か伺わせていただきました。そこで当事者の方の声もお聞きしました。ある事業所におきましては、伺ってすぐ、いきなり8人、スポットの方も見えますけれども、8人採用できたということで非常に喜んでおりました。その担当者からは、希望される時間とお金というのはリアルに分かると、そういった職業紹介の大きな窓口が1つできて本当にありがたいという声をお聞きしました。

また、採用された、お仕事されている方は、自分の体調や家庭のことも考えながら、自分のペースで仕事ができうれしい。また、先ほどお話にもありましたが、6時間勤務なんだけれども、すぐ正社員にしてもらえたと。このアプリ、このサイトについては、子育て世代や高齢者の方にぜひ勧めたい、そういった声をお聞きしました。こうした取組は、これまでのフルタイム、正社員が当たり前という働き方から、多様な人がそれぞれの事情に合わせて働ける形へ転換していくための、まさに第一歩だと思っています。ただ一方で、企業の方から、短時間勤務にしたいけれども、仕事

の切り分けができない、柔軟な働き方には興味はあるけれども、どう導入していいのか分からない、そういった声も多くお聞きします。

先ほど答弁にもありましたが、そういった切り分けセミナーもされているということです。以前、私、働いていた職場で、人手不足に困っている求人者の方には、まずは業務の見える化をしまして、仕事の切り分けをしましょうと、ワークシェアリング、そういった形もありますという提案もしておりました。今後は、さらに業務の見える化、仕事の切り分け、導入に向けた伴走支援まで含めて支える仕組みが必要になると感じています。ぜひ、今後とも、企画課と商工課においては連携を進めていただきたいと思います。

では次の質問に移ります。

次に、多様な人材の参画を促す仕組みづくりについてお伺いします。

お仕事マルシェでは、郡上市だけでなく、東京都や岐阜市、名古屋市といった方々も閲覧に来ています。また、専門人材登録、私も見させていただきましたが、すごい資格とかキャリアを持っている方もお見えになりました。こうした動きを踏まえますと、移住希望者、二拠点居住者、市外に住みながら郡上と関わり続けたい方、市外在住の郡上出身者など、郡上与継続的につながりたいという人たちが確実に増えていると感じています。国においては、ふるさと住民登録制度の創設に向けた検討も進められており、これからは住民票を移さずに地域に関与する新たな関係人口政策が制度化されようとしています。定住人口だけでなく関係人口、交流人口も含めて地域を支える時代に入って行くのだと思います。

私は、この流れは郡上市にとって本当に大きなチャンスだと感じています。中山間地域だからこそ、フルタイムでなくても、常に住んでなくても、副業や短期就労でも郡上に関わり、郡上を支えてくれる人が増えることは、地域にとって本当に大きな力となります。

例えば、繁忙期だけ手伝ってくれる、また、専門性を生かして副業で関わる、先ほどの子育ての合間に短時間で働く、こうした方々が自然に地域に入り、企業や地域とつながっていける仕組みがあれば、人手不足と関係人口づくりを同時に進めることができるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

関係人口、移住希望者、副業、二拠点就労、そういった多様な人材が働き手として郡上に関わる仕組みを、今後どのように構築していくお考えなのか、市としての方向性をお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 多様な人材の参画を促す仕組みづくりについて答弁させていただきます。

先ほどの質問でも説明させていただいておりますが、郡上お仕事マルシェにつきましては、多様

な働き手の就職支援ツールとして、市内外から御利用いただいております。サイトへのアクセス数につきましては、関東エリアから250件、中部エリアが180件、関西エリアからが100件となっております。加えまして、既に閲覧だけではなく市外からの応募もあると伺っております。また、専門人材登録サービスにつきましても、お2人の方が郡上市の移住を前提に登録されていると伺っております。

さらには、本年9月に行われました国内最大級の移住相談イベントであります、ふるさと回帰フェアやふるさと定住機構の窓口におきます移住相談の場においても、このお仕事マルシェを相談する場面が増えてきておるようです。このように、移住を希望する方や市外から短期ワークを求められる方の就職支援ツールとしても機能し始めております。

また、郡上市雇用対策協議会において、市外人材と市内企業をつなぐ事業も実施しております。事例としましては、郡上インターンシップ受入事業、こちらにつきましては本年8月に実施しており、市内企業7社に対しまして10名の大学生の方を、受入れを行っております。また、郡上市合同企業説明会を計3回実施しております。延べ60社の方が出展、延べ44名の方が、就職希望の方が参加しておるといった状況です。

また、過日12月4日におきましては、愛知、岐阜県内の大学等8校の就職担当者の方々と市内企業12社との情報交換会を開催しております。新規学卒者の就職を促すために活発な意見交換を行われたようです。

今後につきましては、これらの取組をさらに効果が得られるように、郡上お仕事マルシェについては、既存の観光関連サイトとの連携による市外からの本市へ訪れる方への情報発信、また、市内事業者に対しまして企業価値向上に向けた支援、企業と就業希望者との意見交換等の接点の確保など、郡上産業支援センターや、郡上市雇用対策協議会、郡上市商工会、ハローワーク岐阜八幡などの各種団体と連携を図りながら、ウェブや対面など様々な手法により、市内人材不足の対策に向けた取組を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) ありがとうございます。本当に様々なインターンシップを初め、取組をしているということで、またお仕事マルシェについては引き続き見守っていきいたいというか、期待しております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

新規学卒者等雇用促進奨励金についてお伺いします。

本市では、昨年までは、新規学卒者等が市内企業へ就職した際には、本人に10万円交付するとい

うことをされておりましたが、今年度からは採用した企業への交付に変更されています。制度の見直し自体は柔軟に行っていくことが大切だと思っておりますが、若者の地元定着という本来の目的から考えると、この変更がどのような効果を生むのか、まずは丁寧に検証していく必要があると感じています。また、企業への交付は奨励金であり、使い道を問わない仕組みとなっており、そのお金が本当に採用環境の改善、また職場の魅力向上、若者の定着、そういったことにつながるのか、現場からは少し見えにくい状況です。実際に数社の担当者の方にお聞きしました。まだもらってはみえないということですが、使い勝手がよくないように感じる、そういった声も聞きました。

また、先日行われていた求人企業説明会で、実際に新卒者を採用された企業さんも、以前の制度のままということでは本人にももらえるんでしょと、そういった声を何社か聞いていましたので、まだちょっとその辺りが周知しきれていないのかなというところも感じました。

もう一つですが、さらに新卒者を採用できている企業、既に求人ページを整えていたり、またホームページで実際情報発信をしていたり、もう本当に採用体制を整えている、そういった企業が多いというのが現実、実情です。

一方で、本当に人材不足に悩んでいる企業の中には、そもそも求人の出し方が分からない、発信する余裕がない、そういった事業者も少なくありません。私はこうした企業にこそ行政の支援がより必要なのではないかと感じています。もちろん企業努力というものも必要です。

ここで資料5を御覧ください。

関市で、こういった補助金が、まだ最近ですけれども始まりました。求人広報や採用活動そのものを支援する補助金制度を設け、企業の情報発信力を高める取組を行っています。関市の担当の方に問合せしてみました。こちら、補助金だけでなく、実際、求人企業説明会では、そういった企業へのアドバイスというの也被されているということでした。単なる奨励金ではなく、採用できる力そのものを育てていく支援は、郡上市にとっても大いに参考になると思います。

そこで伺います。今年度から変更された奨励金制度について、現時点での効果をどのように検証し、今後どのような方向で、例えば見直しですとか拡充ですとか検討していくお考えなのか、市の御見解をお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 新規学卒者等雇用促進奨励金の効果検証と今後の方向性について答弁させていただきます。

今年度より、新規学卒者等雇用促進奨励金につきましては、本人への交付から企業への交付へと制度変更を行いました。これは、各企業が意欲的に新規学卒者を採用し、育成していくことが重要であるとの考え方から、採用活動を行う取組への後押しといった意味合いにより、交付先を変更し

たものとなります。

制度変更に際しましては、郡上市雇用対策協議会の会員企業への聞き取りを行ったところ、採用活動費や研修費、新規学卒者へのお祝い金といった多様な活用ができるのではといった前向きな意見をいただいております。特に、お祝い金として活用される企業からは、新規学卒者が企業への感謝や愛着を持つきっかけになるのではないかといったお声も伺っております。

御質問にあります制度変更後の効果につきましては、本年4月からの変更であります奨励金交付対象となりますのが、採用後6か月を経過した後となりますので、現時点では実践が限られた状況となります。

なお、現時点において交付企業への聞き取りを行う中にある場合は、研修費や求人広告費、新規学卒者本人への直接支給など幅広い用途で活用しているようです。こうしたことから現状としましては、市が想定しておりました採用環境の改善という目的に資するものと認識しております。

一方で、議員の御指摘のとおり、情報発信や採用体制が十分に整備されていない中小企業も中にはあろうかと認識しております。関市の事例におきましては、パンフレットの作成、ウェブの作成など人材確保に必要な事業に対する補助金制度となっております。各取組に対する実績への補助金であり、補助率が2分の1、上限が10万円とお聞きしております。本市の支援事業につきましては、学卒者本人へのお祝い金や、雇用に向けた企業価値向上のための施設整備といった、より幅の広い支援制度であると考えております。しかしながら、当該支援事業がより効率的、効果的となるように、関市を初め、他市の事例を参考させていただきたいと考えております。

また、来年度からは、岐阜県のぎふ若者定着奨学金返還支援制度と連携しまして、本市として上乘せ支援を実施いたします。こうした制度の周知も含め、若者の地元定着につながりますよう、必要に応じ、見直しや拡充を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) 本当に前向きな御答弁ありがとうございます。まだ始まったばかりではありませんけれども、また追跡といいますか効果等、エビデンスを取っていただければと思います。奨励金と補助金では、意味合いも違いますが、県内自治体では、企業説明会やPRに補助を出している自治体というのも多いです。郡上市もPR動画やホームページ制作、また研修等、そういったところにも支援いただき、その事例、好事例をぜひデータベース化していただいて、市内全域の事業所にシェアいただけると、よい循環が生まれると思います。先ほど御紹介しました、岐阜県の働いてもらい方改革、こちらは本当に多数の取組とか好事例が載っておりまして、私も拝見しましたが、参考となる内容ばかりでした。

続いて、最後に市職員の地域貢献型副業について、市長にお伺いします。

郡上市の職員の皆様は、本当に一生懸命業務に向き合ってくださいっておりますし、人手不足、そういった現状も分かります。こちらにつきましては、将来的な可能性についてお聞きしたいと思います。

近年、飛騨市を初め全国では、市職員が地域活動やNPO、防災、教育などに関わる地域貢献型副業を認める実態が増えています。副業を通して地域の現場に入り、課題を肌で感じ、住民とともに考え、現実を知ること、職員の視野が広がり、政策立案能力の向上にもつながっていると聞いています。

本市でも、農業、また消防団、スポーツ指導など一定の兼業は認められています。しかし、一方で、地域の担い手不足、また若手職員の離職、そういった課題も決して小さくありません。市職員が業務外の時間で地域活動や産業支援、人材育成、防災などに関わることは、地域側にとっては新たな担い手となり、また職員本人にとっても、机上だけでは得られない学びの場となるのではないのでしょうか。こちらは、もちろん負担というふうにも考えられると思いますが、例えば職員本人さんの成長にもつながる、また地域の力にもつながる、そういった前向きな選択肢の一つになるのではないかと感じています。

そこで、市長にお伺いします。

今、組織再編を検討されている中ではありますけれども、本市における職員副業の基本的な考え方と現行制度の運用状況について、どのように認識されておられるのでしょうか。また、将来的に地域課題の解決力向上と人材育成の観点から、この地域貢献型副業を職員と地域の双方にとってプラスとなる形で活用していくお考えはあるのか、市長の御見解をお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） では、有井議員の御質問にお答えいたします。

郡上市においても、職員の副業、地域の発展や活性化、職員自身の新たな知見の獲得、また能力向上及び地域とのつながりの深まり、公務へ還元される一定の制限を設けて、この副業ということを認めております。

それでは、まず、全体の奉仕者としての公平性・中立性を確保するためであり、制限の内容といたしましては、1つ目に職務遂行に支障を及ぼすおそれがないこと、2つ目に営利企業への従事等により不当な結果を生じるおそれがないこと、3つ目には、全体の奉仕者であるという公務員として適当でない場合、そういったことがございます。その中で、副業によりまして、心身の著しい疲労、こういうことが起こりますと、職務遂行上に能率低下を来します。そういったことで、副業に関しましては、現在、週8時間または1か月に30時間、または勤務時間が割り振られた日において

1日3時間を目安としています。

副業はあくまで職務専念義務が課されていない勤務時間外における職員の自発的な活動であり、職員の意に反した動員的な運用であってははいけません。単に労働強化となることや同調圧力から副業を強いられることは避ける必要があります、地域課題の解決のために、職員に対し副業を求めるものではありません。職員が心身ともに充実し、やりがいを感じながら副業に取り組むことが大切だと考えています。

そういった前提の中で、職員の自発的な意思に基づく副業に関しましては、地域クラブ指導者等の狭義での地域貢献型の副業、また、担い手不足解消における、例えば、大型自動車免許を有する職員が公共交通に従事することなどによる地域産業支援等の広義での地域貢献型副業をできるだけ範囲で認めていく考えであります。職員には各個人、それぞれ自身の可能性を求めてチャレンジをしていただきたいと考えています。

加えて、職員の副業についての市民の皆様への御理解をいただくことも必要と考えております。議員御指摘のように、郡上市でも副業は本務に支障のない範囲で、これからは積極的に認めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) ありがとうございます。前提としてはありますけれども、積極的にチャレンジの機会を与えていただけるとのことありがとうございます。今、全国的に市長の話にもありましたが、大型免許を持ってみえる場合の公共交通、バスの運転士とか、そういった方面は進んでいるような状況です。

今、本当に限られた人材ですので、人材を奪い合うのではなくて、本当にシェアしていく時代というふうになってきております。

今回は、働き方とか雇用関連で質問をさせていただきました。本当は、ほかにも、例えば外国人雇用ですとか、障がい者雇用、またの高齢者雇用、そして引きこもりの方のそういったサポート、本当に幅広く、もっと掘り下げて質問できたらというふうに思っていたのですが、またこちらにつきましては、引き続き行っていきたいと思います。

時間を残しましたが、最後に強いて言うなら、今日の質問全体を通して、私が申し上げたいのは、人手不足は悲観する課題ではなく、働き方を見直し、地域の力を再編する大きな転機であるという点です。

今後も、現場の声を大切にしながら、実効性ある施策につなげていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、有弥生議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時05分を予定しております。

(午前10時55分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 池 戸 郁 夫 議 員

○議長（森藤文男） 8番 池戸郁夫議員の質問を許可いたします。

8番 池戸郁夫議員。

○8番（池戸郁夫） 議長より発言の許可を頂きましたので、通告により一般質問を行います。

本日は、勝負ネクタイはしてきておりませんが、今年最後の一般質問になります。気持ちいい内容で終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、大項目2つありまして、1つ目は、郡上市の借地について、2つ目は、通学定期について伺います。

それでは、大項目1、郡上市の借地について、小項目ですが、市が借地としている土地、それから建物の今後の在り方についてでございます。

関連的な内容がありますので、それに伴って質問をさせていただきます。

郡上市は、郡上市総合計画の下、郡上市公共施設等総合管理計画の作成、また、この計画に合った郡上市公共施設適正化配置計画を作成しています。郡上市公共施設等総合管理計画は、平成29年から令和28年の30年間という長い計画です。併せて計画されている公共施設適正配置計画は、令和元年から令和10年までの10年間の計画を前提として、その前期が市において計画の見直しを行い、中期の10年へ引継ぎ、その後また後期へとされていますが、これは長い間の中で、まだ10年あるな、20年あるなという先送りにより時間がかかる可能性があります。前期10年が後3年で終わるといふふうに向かいますが、現在どの程度進展しているのかお尋ねいたします。

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 郡上市公共施設等総合管理計画、そして郡上市公共施設適正配置計画については、ただいま議員から御紹介があったとおりでございます。

この中で、適正配置計画では、計画期間内、これは令和元年度から令和10年までの10年間でございますが、公共施設の総量を延べ床面積ベースで10%、面積にいたしますと4万2,300平方メートルになりますけれども、削減するといった目標を掲げており、特に今後の方針を譲渡や廃止、そうし

た施設についての取組を着実に進めていくこととしております。

本年11月末までの状況といたしまして、行政財産であった施設を譲渡や売却、取り壊したものは28施設、面積は7,904.27平方メートル、こちらの面積が減少したということになります。そして、普通財産で売却、譲渡、除却した施設は8施設、8,140.82平方メートルの減少となっております。両者の合計では36施設、1万6,045.09平方メートルの減となりました。

一方で、総合管理計画策定以降に増加した施設もございます。歴史資料館や産業プラザ、大和小学校、旧大垣共立銀行八幡支店のように取得や新設を行ったものが14施設、1万7,640.29平米あります。また、古今伝授の里フィールドミュージアムの「よぶこどり」や北部斎苑など増改築により面積が722.71平方メートル増加している。こうしたこともございます。

そして、本市の管理から離れたという面では、郡上八幡町屋敷越前屋や日本まん真ん中温泉子宝の湯のように、施設を民間事業者に貸し付け、民営化をいたした施設がございます。民間とうまくマッチングすることで、延べ床面積の減少に至らなくても、建物の維持管理にかかる負担の軽減とともに、条件によっては建物使用に係る使用料が見込まれることとなります。加えて施設も有効に活用される事例となっております。これら貸付けによる民営化によって、2施設1,600.72平方メートルの削減の効果があると、このように考えているところでございます。加えまして、小学校や斎場、文化ホールなど、行政財産としての機能を廃止した施設が18施設、1万5,179.57平方メートルあります。これらは普通財産に位置づけられ、建物は現存しておりますけれども、維持管理に係る経費は行政財産で使用していたときと比べて大きく減少をしております。

そもそもこの総合管理計画に定める削減目標は施設の更新、要は建て替えの費用となりますが、この更新費用と将来にわたる維持管理費を基に計算をしておりますので、これら今申し上げた施設については、建て替えの必要がなくなり、維持管理費が大きく減少したということから、減少の効果と削減の効果として捉えることができるのではと考えておるところです。

以上を通算いたしますと、42施設、1万4,500平方メートルほどの削減の効果として捉えることができるというふうに考えているところでございます。

昨今、建物を取り壊すにも多額の費用を要し、容易に取り壊すことができません。廃校となった学校施設など大規模な建物もあることから、実質的な面積の総量を大きく削減することは難しい状況にあるというのが現状でございます。よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(森藤文男) 池戸郁夫議員。

○8番(池戸郁夫) ありがとうございました。

詳細にわたることで、42施設の削減等あるということでございますけれども、長期間の計画でございますので、財政健全化判断比率等に影響を与えないような状況に順次していただけることをお願い

いいいたします。

次に、郡上市の公有財産の有効活用については、郡上市公共施設適正化配置計画により、跡施設については市が検討し、行政財産、普通財産、適用除外に分けられていきます。このうち、普通財産については、他の行政目的で活用、次いで公共的な活用、民間事業者等への貸付けや譲渡、売却、どれも見込めない場合は除却、取壊しを考えていくこととなっています。普通財産については、どの程度が有効活用されているのか、また有効活用に向けてどのように対応を進められているのかお尋ねをします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 用途を廃止し普通財産に転用した施設や設置のことを跡施設等と呼んでおり、これらを長期間にわたって遊休資産にしないため、公有財産の有効活用にあたってのガイドラインに基づき検討をすることとしております。

まず、御質問の進め方については、跡施設等のうち、老朽化・耐震性能・利用効率等の面で課題があり、継続して使用することが望ましくない施設は、原則として解体・撤去し、跡施設の活用を検討することとしております。また、用途廃止後も使用が可能で、跡施設等を他の用途に転用する際は、法適合などの改修費用も含めまして、費用対効果を含めて検討することとしております。

具体的な手順としましては、第一に他の行政目的への転用、続いて公共的な活用が見込めないか、庁内での意向や要望等の把握と事業の必要性や実現性を検討する。庁内での活用意向等の洗い出し結果を踏まえまして、また必要に応じてサウンディング型市場調査等を通じて民間事業者等のアイデアを入れつつ、第三に民間事業者等による参入の可能性を検討します。有効な提案などがない場合、最終的に跡施設は除却をするという手順であります。

こうした考えの下で、取壊しの例でありますけれども、跡地の利活用が見込まれなかった美並の斎場でありますとか、和良の第2下請等共同作業所を取り壊すことで、先ほど説明もありました適正配置計画に基づく公共施設面積の削減を図り、例えば、美並斎場ではその維持にかかっていた経費約116万円ほど削減できたというような事例もございます。

活用の事例では、古いものでありますけれども、旧八幡幼稚園跡地について、行政目的を変えまして、八幡保健福祉センター建設用地としたことや、最近では御承知のとおり、学校としての用途を終えた旧大和第一北小学校につきまして、他の行政目的への転用を図り、ぎふ木遊館サテライト施設、郡上偕楽園の移転先として活用を進めているところであります。また、庁舎としての用途を終えた旧美並庁舎跡地については、民間事業者での活用が進められるなど、市民が求める施設への機能転換を図っておりまして、今後もガイドラインに基づいて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(森藤文男) 池戸郁夫議員。

○8番(池戸郁夫) ありがとうございます。

徐々に普通財産を有効活用していくというようなことをございますけども、今から郡上市の現在の借地状況を確認しますと、今まで述べてきましたような各計画を念頭に入れ、郡上市は行政財産、普通財産でも郡上市に多くの借地があります。各町の借地料を見ますと、八幡町650万円、大和町2,670万円、白鳥町1,540万円、高鷲町380万円、美並町325万円、明宝147万円、和良町15万円で、総額年間支払額が5,727万円余りとなっております。

今まで市長は、できることから削減や中止、それから見直しをやってみえましたが、使われなくなった行政財産の施設の再利用を行い、借用土地の返却や不要になった普通財産の売却益による借用地の購入などを行うことにより、これから何十年もかけて借地料を払い続けるのではなく、この借地料が将来の若者の負の財産に負わせることがないように改善することが、市長が抱えている過剰な施設を持たないことにもなるのではないのでしょうか。市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

山川市長。

○市長(山川弘保) それでは、池戸議員の御質問に御返答させていただきます。

まず、借地の経緯等を知っていただきたいと思います。

市の所有する施設について、借地契約を結んだ上で建物を建設しているものがたくさんございます。それら施設の多くは合併前に建設されており、事業を始める際に用地取得として建物を建設するという考えがございますが、用地取得には一定のまとまった費用が必要であること、また、所有者の同意が得られなかったということなどから、借地としているものがあると考えています。

借地の例を挙げますと、郡上八幡では八幡城の天守閣など、大和は市営住宅や教育施設が多く、白鳥は庁舎施設や観光施設が多くございます。高鷲は吠高原のスポーツ広場など、美並もまん真ん中広場などがございますし、明宝は明宝温泉湯星館とか学校の敷、和良にも防災行政無線局など、様々な行政分野で借地をした上での建物建設という形をとっています。

そこで、今後の借地への対応でございますが、借地上の建物につきまして、今後必要と判断した施設は残していくことになります。そのような施設用地は買収し、借地を解消することも検討させていただきますが、地権者の都合、また財政的な課題等で困難な場合につきましては、そのまま借地契約を継続することとなります。

他方で、不要であると判断した施設は、除却し地権者に返還することが原則です。可能であれば取壊しを実施したいところですが、取壊しにつきましては、その費用が膨大であり、今日まで手を

こまねいてきました。また、合併してからの20年間、そのまま継続して使用することの市民からの要請を受け入れてきたために、今になって使用制限をかけることがかなり困難となっている事例もあることは事実です。

行政の効率化と行政サービスの均質化・改善等も、この合併の目的の一つであったはずですが、公共施設の適正配置計画等で、統廃合や廃止の計画が立ててあるものに関しましては、市民の皆様に関し合併の意味を十分に共有していただき、不要な施設等の処分をしていかなければならないと考えています。

いつまでもこの施設は私たちのところだけは残してほしい。その思いはよく分かりますが、自分たちの〇〇施設はもう不要だと思う。ペケペケ施設については廃止してもいいんじゃないか。議員御指摘のように、将来にわたって負の遺産を残さないために、そういった住民の方自らの御提案をぜひお願いしたいと考えておりますので、住民とともに、こういった施設の整理・統合ということを進めてまいりたいと思います。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(森藤文男) 池戸郁夫議員。

○8番(池戸郁夫) ありがとうございます。

市民からの要請もあって、残っているようなことがございますけども、使われなくなった行政財産や普通財産をPPP、いわゆる行政と民間事業者が連携をして、お互いの強みを生かしながら、最適な公共サービスの提供や、PFIによる公共施設の設計や建設、さらには維持管理、運営などを、民間の資金や経営能力、技術能力を活用して効率的・効果的に実施し、市民サービスの向上やコストの削減を図っていけるように、跡施設の活用の目的を、財源確保や公共サービスの改善、魅力的なまちづくり、コンパクトタウンやコンパクトシティを目指し、実現できるのがいいのではないかと私は思います。

今後行われる行政財産や普通財産の統廃合や、移転による公有地の有効活用や売却の機会が増大すると考えられますが、市が所有する土地・建物の効率的な利用と不要な資産売却を進めていくことにより、本当に必要な公有財産がその中で選択肢をされていき、再配置が行われていくのではないのでしょうか。

そういったようなことで、公有地は単なる資産としてではなく、まちづくり、コンパクトシティやコンパクトタウンの資源として、いろいろな手法で地域の活性化や財源の確保につながっていくことと私は考えます。

今回は借地から見た質問をいたしましたけども、この改善と指定管理施設の独立採算性・空き地の活用などを組み合わせることにより、大きな財産の改善に向かっていくと考え、実現されること

を望みます。

それでは、次に、大項目2、通学定期についてお伺いします。

小項目については、路線バスと長良川鉄道の共通定期でございます。

高校生の通学定期については、民間のバス会社と長良川鉄道さんの御協力を頂き、また御理解を頂き、バスと鉄道を想定した公共交通機関の利用促進と、市外または町外へのアクセスの確保が行われております。通学用には共通定期券、それから連絡定期券の2種類がありますが、2種類の定期の違いや、現在それぞれの定期券を利用している学生はどの程度見えますか、お尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） これらの定期券は、高校生の通学の利便性向上と公共交通機関の利用促進を目的といたしまして、長良川鉄道と市内の路線バス運行事業者との間の協定書に基づき設けている特別な定期券となります。

共通定期券は、郡上八幡駅と美濃白鳥駅間について、路線バスの郡上八幡白鳥線・郡上八幡万場線と長良川鉄道のどちらでも利用できる定期券となっております。料金は1か月2万3,390円となります。

連絡定期券は、路線バスの郡上八幡白鳥線・郡上八幡万場線、または、明宝線、和良線と長良川鉄道を乗り継いで通学する場合に利用できる定期券でございます。利用の例といたしましては、例えば、美並苅安駅から郡上高校へ通学する場合、まず美並苅安駅から長良川鉄道で郡上八幡駅へ行き、そこから路線バスに乗り継いで郡上高校前まで行くことができます。この場合、長良川鉄道の定期券代1万4,880円に連絡定期代といたしまして1,030円を加えた1万5,910円となります。このほか、明宝や和良から路線バスと長良川鉄道を乗り継いで高校に通う場合も、長良川鉄道の定期代金に一定額を加えることで、お得に利用ができます。

利用者数については、教育委員会事務局で実施しております通学費補助制度が拡充となった令和7年4月1日から9月30日までの実績で、長良川鉄道を利用している生徒369人中111人が連絡定期券を利用している状況でございます。なお、共通定期券の利用については該当がございませんでした。

以上でございます。

（8番議員挙手）

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○8番（池戸郁夫） 詳細にわたって分かりやすく御説明ありがとうございました。

定期券の対象の補助については、今年度から市長の子育てしやすい郡上市の施策の一つとして、

市外の学校に通学生徒にまで対象となりましたが、市内の高校2校については、入学時に生徒・保護者等に詳細な説明がありますが、市外へ通学している生徒・保護者については、どのような機会をもって説明をされておりますか。また、美濃市、美濃加茂市、下呂市、岐阜市、高山市など、市外への通学を行う場合や、下宿を考えてみえる場合の説明は、どのように対応してみえますか、お尋ねいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えさせていただきます。

高校生の保護者の経済的負担の軽減と市内の高校の存続を図るために、平成30年度より高校生の通学・下宿補助金の制度を実施してまいりました。令和7年4月からは、この事業の拡充を図るため、市内だけでなく市外の高校や高校過程と同等の学校に通う生徒の保護者も対象として、事業の拡充を図ってまいりました。事業の拡充に伴いまして、補助金要綱の変更により、補助金算定の計算方法の変更や様式の変更等について、事前に市内の交通事業者、長良川鉄道に出向き、詳細について打ち合わせを行いました。

対象者への周知につきましては、市内の高校は新入生の入学説明会の際に、市内の交通事業者、長良川鉄道の担当者と企画課の職員が説明の場を設け、保護者の方の質問に対応いたしました。学校教育課としては、高校の担当の先生方と連携を図り、新入生・在校生へチラシを配布しました。そのほかには、広報・ホームページ・音声告知により周知を図ってまいりました。今年度につきましては、年度末に向け、改めて周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、今年度につきましては、新たな制度が3月に予算が議決され、それから開始したことから、事前の周知が十分できなかった点がありましたが、今後につきましては、周知方法をさらに細やかなものにするために、中学校3年生を対象とした進学懇談会等の機会にチラシを配布したり、学校と保護者間のメールで周知するなど、校長会等を検討してまいりたいと考えております。

事業の変更に伴いまして、当初は保護者の皆さんにも戸惑いがあったようでございますが、現在は書類の不備もなく新しい方法が定着しつつあります。日々、保護者の皆さんへ丁寧な対応を頂いております交通事業者の皆さんの御尽力に感謝しております。

今後もこの事業が高校生の保護者の皆さんの経済的支援となり、生徒たちの円滑な高校生活の一助となることを願っております。

以上でございます。

（8番議員挙手）

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○8番（池戸郁夫） ありがとうございました。

今年度から開始ということで少し戸惑いもあったようでございますが、すぐ一歩も活用されるというようなことをお聞きしておりますので、また詳細なことをお願いしたいと思います。できることならば、中学校の校長会等を経て、市外を目指している生徒や学校に行けない生徒たち、学校へ行けない生徒たちにも選択肢が検討できるような通学補助の情報提供を考えていただきたいなというふうに思いますし、購入手続における通学証明書の提出書類が関係機関等の調整もありますけれども、証明書などを一度提出すれば卒業まで、または年度毎にということで、在学確認がその都度不要であると、スマートアプリの定期券の購入や継続手続などが完結できるような購入手続の簡素化・効率化、いわゆるDXの推進が行われることにより、市業務の効率化、これから保護者等の負担軽減が図れるような対応をお願いしまして、私の一般質問を終了いたします。

皆さん、来年度は組織改革等もありまして、山川市長の色が出せると思いますので、馬のように駆け巡る市政となることを期待いたします。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、池戸郁夫議員の質問を終了いたします。

◎議案第118号から議案第139号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程3、議案第118号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、日程16、議案第139号 財産の無償貸付について（旧郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設）までの14議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、議案順、通告順に発言を許可いたします。

議案第118号について、初めに、13番 田中義久議員の発言を許可いたします。

13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。これにつきましては、総務委員会で御審議されますので、大変恐縮ではありますが、大きな組織改編であり、私は関心を持たせていただきました。ここには書いておりませんが、今この時期に、そしてどういうことを狙って、どういう理念でこういう改革をするのかということもお聞きしたいなということはあると思いますが、隔々までお聞きすることは、委員会でやっていただくことですので、ちょっと特出しにしましたのは、企画部門の関係を質疑の中に入れさせていただきました。

少し古い話にはなりますけれども、九州の福岡県柳川市、ここで広松伝という人が、我々若いときに非常に有名な行政マンでありました。下水の係長をやっていた頃に、柳川の掘り割りをコンクリート化するというような話を、その方が市長と話して、約半年かけて地域を歩いて、皆さんとともにこの掘り割りをしっかり住民の手で残していく、こういう運動をして、これはうまく成り立った。これは映画にもなりましたが、全国的に見ても、やはり一村一品運動の場合もそうで

す、岐阜県下にもいろいろ見えますけど、企画マンという人が、相当その地域のいろいろな特出とか力を引き出してやっていくということは、事例としてたくさんあるわけです。

そこで、ここに書いてはおりますけれども、その頃のお話ですから古い話にはなりますけど、企画と財政が一体で従来あったと。そういうことですが、予算に縛られることなく、年度を超えて企画立案するために、財政と企画は分離して、そしてそういうダイナミックな発想、あるいは予算年度を超えた市民協働、いわゆる住民自治の高まりができるようにしていこうというのが一つの考え方で、企画部門と財政はよく離してあります。岐阜県の県庁なんかも今もそういう体制になっておると思います。岐阜市でありますとか、そういうところもありますが、いずれにしましても一点はそういうことでし、もう一つは、市民協働が市民生活部の方に入りまして、市税とか国保、年金等と同じになってくると。これはある意味で言いますと、住民自治と団体自治がそこでは一緒になるような形なんです。ですから、企画政策と住民自治、そして市民協働というものが一体化するという意味では、自分の理解の中では市民協働も企画部門の中に入って、むしろ財政に縛られない部の中で、大いに先ほどの掘割を取り戻した企画マンの運動のように、そういう運動をする職員を育てていくと、そういう形も理念としてあるのではないかということから、この御質問をさせていただくということでもあります。

市民協働を分けられたことも、あるいは企画と財政を今回一つの部の中にされたことも、そういう制約感がないかなということと連携が弱くならないかなということにつきまして、どういう考え方でこういうものを取られたかということをお伺いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをさせていただきます。

本市では、これまで企画部門と財政部門が同様の部内にあったことは一度もございません。それが予算には縛られずにダイナミックな発想で政策を企画、立案するためである、一つの考え方があったためだというふうに思っています。しかし、現状においては、これまでと大きく市の立ち位置も変わってきているのかなということを思います。人口減少、少子高齢化社会が到来しまして、また、職員数も大きく減少をしてきております。

こうした現在、当然に市の予算も厳しさを増していく中で、より現実的な発想でこの時代を乗り切っていく。こういった観点に立てば、重要な施策決定と財政運営の連動がより一層必要になってくるのではないかと。こういった考えに基づいて今回、行政組織機構のほうを御提案させていただいたところでございます。

また、市民協働の視点についてでございますが、市民協働については、それぞれの部署が持ち続けなければならない考えだというふうに思っています。企画部門で政策を考える際も、市民の皆さ

んとともに考え計画をしまいでいますし、例えば、総合計画など企画部門において調整された計画に基づく施策を実行に移す際には、それぞれの分野において、例えばその一分野であります市民協働課では市民に寄り添い、市民との協働、また市民の皆さんの知恵や輪によりまして、効果的な地域振興策を計画に沿って推進していく、こうした考えもあろうかと思えます。部をまたいでいても可能であるというふうに考えております。

今回の組織改編では、そうしたことをはじめまして、市民の皆さんに分かりやすく、またアプローチしやすい組織となるように、市民の皆さんと接する機会の多い市民課、市民協働課、税務課、そして生活環境課を一つの部、市民生活部として構成をさせていただいたところですので、御理解を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。いろいろとお考えになって取り組まれたことだと思えますけれども、私の一つの思いを申し上げました。

それと、やっぱり住民自治と団体自治というのは、どういう組織の中でやっていくかということと、市長の政策はどのように、いわゆる人事は政策であり予算が政策ですから、その人事組織をどうするかということは、非常に山川市政を展開する上で大事なことなので、尊重したいというふうに思いますが、そのためにはなおさら、やっぱり人の力を引き出していく。

それから、県事務所と違う基礎的自治体の役場の在り方です。非常に市民と密着する在り方ということ考えたときには、やっぱり市民協働、そして、住民自治に直結する企画政策と、そういうものは非常に大事で、後ろ側から、すぐ横で財政が「おい、そんなこと言っても駄目だぞ」とそういうふうな役場の中のお話が行われては、萎縮してしまうと思うんです。ですから、そういうことも一つ考え方としてお持ちいただきながら展開をしていただけたらと、こんなことも思います。

これからの総務委員会でのいろんな審議にお任せしたいと思えますけど、私としては1点申し上げました。

以上です。

○議長（森藤文男） 続いて、17番 野田かつひこ議員の発言を許可いたします。

野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。

今、13番議員のほうからもいろいろ疑問の点が出されましたが、私はちょっと視点を変えまして、別な観点から伺います。

詳細については、ここでは取り上げませんが、また、それこそ総務委員会のほうへの議論をお願いしたいと思えますが、ざっと見るところによりますと、大変大きな組織変更である。これは、私

は議員になってから初めてですので、これほど大きく変えていいものかというちょっと懸念があります。と同時に、これほど大規模な変更をするならば、様々な観点で準備が十分にされるべきだと思うんです。今、来年の4月からという段階で、もう数か月しかないですが、この段階でこういう提案をされるというのは、いかにも私は唐突に感じています。1年やそれ以上かけて、全職員の方の合意と納得の上で、これは進めるべき事業だと思います。

そういう点で、ひょっとして、これトップダウンで大いにやられる節はないだろうかなんてこともちょっと懸念します。これは質問には私は書いておりませんが、一つの懸念材料としてそういうことも思ったわけであります。

次に質問、2点を準備いたしました。この2つの質問をお願いいたします。御答弁をお願いします。

まず第1点ですが、相当、部と課の変更がございますが、私はざっと見ると、部については消えるというものも増えるものもありますが、総数は変わらないように思いました。ところが、課のほうはかなり減っているのではないかと思うんです。そこで数えれば分かることですが、一応部課の数はどう変わっていくのか、これをまず伺いたい、簡単なことですけど。

2つ目には、各部にはそれぞれの職員が配置される予定ですが、その職員の配置は、当面は職員数そう変わらんとしますので、左の仕事はがたっと減るわけではないでしょうから、それぞれ配置をはめ込むと言いますか、うまくバランスをとって入れられることと思いますが、2年、3年あるいは5年先にはどうなるのか。私はこの提案理由のところに書いてあります2つの理由、郡上市の人口減少、人口が減っていけば当然ながら市の組織も変わって行って、これは当然です。それからもう一つ、職員の採用が大変困難である。先ほどの3番議員の議論ではありませんが、これは例外なく市の職員も大変採用が難しいと聞いております。

こういう中で、この変更が行われるんですから、当然ながら職員数も行く行くは、これに部課に合わせて減らされるのではないかと思うんですね。減らざるを得んと思うんです。その辺はどう見込んでいらっしゃるのかを伺いたいと思います。

まず、第1点です。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 行政組織機構改革によりまして、部については1つ減ります。課は6つ減ることになります。今回の行政組織機構改革は、効率的な組織をつくることを主眼としておりますが、これによって積極的に職員を減らすようなことは考えておりません。したがって、引き続き定員適正化計画に定める職員数の確保に努めていきたいというふうに考えております。

この定員適正化計画では、今減っている職員数を一定程度までやはり回復したいというような計

画を持っておりますので、その計画に従って進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） はい、分かりました。

部が1減り、課は6減ると。職員数はむしろこれからも充足しながら増やしていく方向を考えていらっしゃるということで、これは大変安心と言いますか、私は大事な視点だと思います。と言いますのは、この行政の仕事は、私は外部からしか見えませんので、執行部の皆様は一番よくお分かりだと思いますが、まず減ることは少ないんじゃないか。事業を減らして、人員が少なくなる、それでいいんですけども、そうはならず新しく必要な事業というのはどんどん出てくる。あるいは突発的にも出てくる。これは昨今のコロナの事情とか、あるいはマイナカードもそうです、これが本当に大きな大きな負担になったんじゃないかと思うんです。これを乗り越えていかなきゃならない、職員というのは本当に私は幾らあっても足りないんじゃないかと思うくらい大変だと思うんです。

そういう中で、もしこの改編が将来行政組織として、郡上市の職員が減る方向やと、これは明らかに労働密度が濃くなる、厳しくなる。これは大変私は懸念しております。過去ちょっと遡りますと、私の記憶の中でも、本当に不幸な、先ほど言った状況と言いますかね、こういうことに至った背景には、やっぱり職場の中におけるいろんな問題があったというふうに伺っております。

そうしたことを考えると、やっぱり全職員が本当に安心して、余裕を持って、ぎすぎすとした関係でなくて働いていただくためには、大変大事な視点だと思うんです。まずは、職員数をしっかり確保していただいて、この改編がそういう方向にはいかないような議論がされてきたのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） この組織改編については、上層部のほうでは、特に市長公室の私たちの同じ部ですけども、割りと早い時期から検討を進めてまいりました。それは、内部的な検討というところで、これを公にして各部長クラスに下ろしたのが、※9月だったかと思っておりますけども、庁議という場において、各部のほうにお知らせをしたところでございます。

確かにおっしゃられるように、これについての十分な議論というところでは、内部的な議論としてはこれをやってきたところでございますけども、こうした組織改編については、いろんな調整ごとといいますか、そういったところも必要になってまいりますけども、ただ、こういう方向で市として向かっていく方向を示すということは、やはり一番重要なことだというふうに考えています。

※後刻訂正発言あり

創意を持って何かを進めようということができないものではないかなというふうに思います。もちろん理解であったりとか、協力であったりとかということは、必要なことだと思いますけども、これをもって、創意を持って何かをできるというものではなくて、やはり市のスタンスとしてこういう市政で将来に向かっていきたいんだと、これを示すものだというふうに思いますので、その点については御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（森藤文男） 野田議員、ただいま私のほうから、通告にはなかったですが、今、河合室長にはお答えをしていただきましたが、通告に従って、またこの1つ目の質問には、まだ給料の総額というふうなところは、これから触れられるのかなと思いますが、一応この質疑の内容を皆さんにもお伝えしてございますので、通告に従いまして質問を行うようよろしくお願いします。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） はい、大変失礼をしました。確かにそういうことを考えたのかなんていう質問はありませんので、私が勇み足で質問いたしましたようで、大変失礼しました。

一番肝心なところは、2つ目の過去における全職員の時間外勤務の時間は増えているんでしょうか、減っているんでしょうか、これを入れるのを忘れてしまったので、質問が余計脇へそれてしまいました。それも多分御準備をされていらっしゃると思いますので、時間外勤務の状況も併せてお伺いしながら、と同時に、これが3回目ですので、これだけで質問を終わりますので、この改革を推進される市の執行部としての私は意思を尊重したい。これは外部におってはなかなか分かりづらいことですので、そういう意欲をもって、方針をもって執行されることについては、私は尊重したいと思います。

ただ、今までの様々な市の職員の中における問題といたしますか、いろんな心配事をどのように考慮されたかというのを聞きたかったわけですし、お許しいただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 野田議員、1つ目の質問の給料の総額についても併せて答弁をしていただければいいというふうなことでいいですか。

○17番（野田かつひこ） 総額は変わるのでしようかというのも、よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 1つ目の質問と2つ目の質問を併せて答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 初めに、この組織機構改革を起因といたしまして、給与総額が大きく変わるかといったら、そういうものではない。要は先ほども申し上げましたけども、積極的に人員を減らすというようなことはしないというふうに申し上げましたけども、それによって大きく給与総額が変わるというようなこともないというふうに考えております。

そして2点目、時間外勤務手当の状況というところでございます。過去5年の時間外勤務手当の支給に関する時間数として捉えていただきたい、時間数を申し上げたいというふうに思いますが、本庁各部署と振興事務所に勤務する職員の合計をお伝えをさせていただきます。なお、休日出勤については、代休の措置を基本としておりますので、この時間数からは除外をしておりますので、御理解願いたいと思います。

令和2年が総時間で2万2,231時間、1人あたりは月平均で6.9時間、令和3年が年間の総時間が2万1,543時間、1人あたり月平均では6.3時間です。令和4年が総時間が2万6,649時間、1人あたり月平均で7.9時間、令和5年は2万7,562時間、1人あたりにしますと月当たり平均で8.3時間、令和6年は2万4,433時間で1人あたりの月平均で7.7時間となっています。令和2年、3年はコロナ禍、令和4年はコロナ禍が明けて事業が動き出したと、各年度で状況は異なるというふうに思いますが、1人あたりの月平均、おおむね7時間から8時間、このように考えているところでございます。

◎発言の訂正

○市長公室長（河合保隆）　そして、先ほどの答弁の中で、「9月」の庁議というふうに申し上げましたけども、「10月」の庁議でございますので、訂正のほうをさせていただきます。よろしく御願いたします。

○議長（森藤文男）　お昼少しもたんかもしれませんが、引き続き会議を続けますので、よろしく御願いたします。

続いて、議案第121号について、質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

13番　田中義久議員。

○13番（田中義久）　すみません。議案第121号ですけれども、この中の御説明いただきました資料の1の廃止理由のところ、施設老朽化等の課題により、指定管理者としての施設運営は行わず、普通財産とするため、条例を廃止し、利活用、廃止を含めた検討を進めると、こう資料にあって説明をお聞きしたわけでありませう。

自分としては、あそこの土地の構成といいますか、頭にそのとき浮かんだことからいけば、むしろこの川の駅と、おそらく子室の湯の再建というものが、一体的な利用が図られるのではないかと、いうふうにして、これをお聞きしながら思ったわけです。ちょっと、この廃止を含めたという廃止という言葉、自分が強く受けすぎた面もありますが、その前に利活用もありますので、その両面なんだなということは、今理解はしておりますけれども、これを出してから、あそこは先週の土曜日にオープンされたと思っておりますが、自分はちょうど日曜日の夕方、あそこに施設に行かせていただきました。非常ににぎわっております、要するにスタート、好調というふうには受け止めさせてい

いただきました。大勢来られて見えました。帰りに川の駅をもう一回自分で見てきたわけでありませうけれども、やっぱりあそこの構成上、一体的な利用のほうが自分としては、これいいのではないかというふうに現場でも感じたわけでありませう。

やぐやぐこういうふうな形でやられるということはどういうことなんだろうと。もしかして本当にあそこ廃止されてしまつて、当事者は使いたいのに使えないのか、あるいは違う方が入るのかということが可能性としてあるとすると、当事者とのやり取りの中ではどんな話が起きているのかなと。こんなこともありませう、御質問させていただくと、こういうことございませう。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めませう。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 田中議員からの質疑について答弁させていただきます。

今回の郡上市美並川の駅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましては、添付資料におきまして、利活用、廃止を含めた検討を進めるとさせていただきます。

市としましては、まずは利活用を第一として検討しているところだす。今後、本条例が議決された以降におきまして、公募でプロポーザル参加者を募集し、施設の活用を希望する事業者を募る予定としております。しかしながら、仮にプロポーザルへの応募がなかった場合におきましては、廃止を検討しなければならないため、資料上としましては、こうした可能性を含めた記載とさせていただきます。

なお、議員がおっしゃられるとおり、先週末オープンしました、ENKUUUの事業者へのピンポイントでの利活用の御提案につきましては、本年1月に温泉の利活用に向けた現地見学会を開催した際に、そこに参加された事業者の複数の方から、川の駅の活用はどうかという御意見を頂きました。そういったことを鑑みますと、こうした潜在的な活動の希望される方がおられるということにあっては、1社に随意契約を進めるのではなく、公平性を担保した上で貸与する事業者を選定させていただくべきではないかというふうに考えたところございませう。

ENKUUUのほうの事業者のほうからは、前回の温泉施設のプロポーザルの際にも、この川の駅のほうにつきましても、活用の可能性について提案を頂いております。ですので、まず広く公募させていただきますながら、提案内容を確認させていただく中にあって、貸与事業者を決めさせていただくという形になります。あくまでも公平性を持った立場で選定させていただきたいと思ひませうので、よろしくお願ひいたします。

以上だす。

（13番議員挙手）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） はい、よく分かりました。

ただ、僕は別に当事者とか経営者から依頼されたことは何もありませんので、依頼されたから言うわけではありませんけど、自分の感覚としては、市が1,400万円余持って指定管理をしていたのができなくなって、御自分たちで出資をして会社をつくってやろうとされて見える、大きな、これは僕、山川市長の一つの成功事例だと思いますけれども、そういうふうにして土地代の借金まで払ってくれているということについて、やっぱり僕は評価をして、そこはうまくいくようにやってもらうということは大事ではないかと。決してそれを肩入れするとか、それだからその人に何か特典を与えたということではなくて、つながっている駐車場も一体なんですから、そういうことが考えられるのではないかと。こんなことで質問をさせていただきましたが、商工観光部長のお話は了解しましたので、以上とします。

○議長（森藤文男） 以上で、通告による質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第118号から議案第139号までの14議案は、郡上市議会会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りをいたします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました14議案につきましては、郡上市議会会議規則第44条第1項の規定により、12月17日午後5時までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第118号から議案第139号までの14議案につきましては、12月17日午後5時までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後 0時02分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 森 藤 文 男

郡上市議会議員 池 田 源 則

郡上市議会議員 池 戸 郁 夫